

8XXXXXXXX
20XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
20XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
20XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
20XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
20XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
20XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

25XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
25XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
25XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX



後期高齢者医療仮徴収額決定通知書

※平成20年度分の後期高齢者医療保険料仮徴収額を次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名	15XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	被保険者番号	8	X	X	X	X	X	X	X
決定年月日	2 X 2X年2X月2X日	決定理由	仮徴収額を決定しました							
		仮徴収額	7XXXXXX 円							

保険料算定の基礎

①賦課のもととなる所得金額	②所得割率	③所得割額 ①×②	④均等割額	⑤算出額 ③+④
13XXXXXXXXXXXXX	5XXXX	13XXXXXXXXXXXXX	7XXXXXX	13XXXXXXXXXXXXX
⑥限度超過額	⑦軽減額	⑧年保険料額 ⑤-⑥-⑦	保険料額	仮徴収額
13XXXXXXXXXXXXX	7XXXXXX	7XXXXXX	7XXXXXX	$\times \frac{2X}{2X}$ 7XXXXXX

- * 後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律及び4XXX 後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療条例の規定によって、2 X 2X年4月1日現在の後期高齢者医療の被保険者に対して賦課されたものです。
- * 保険料算出方法は以下のとおりです。
所得割額＝賦課のもととなる所得金額（※1）× 所得割率（5XXXX /100）
均等割額＝7XXXXXX 円 } 年保険料
[2X 万円を限度とする]
※1 賦課のもととなる所得金額 ＝ 2 X 2X年中の所得－33万円
- * 低所得者に対する軽減
次に該当する世帯の被保険者は、下記の保険料額が軽減されます。
総所得金額等が33万円以下
均等割額・・・7XXXXXX 円
総所得金額等が33万円＋{24.5万円×被保険者数(世帯主を除く)}以下
均等割額・・・7XXXXXX 円
総所得金額等が33万円＋{35万円×被保険者数}以下
均等割額・・・7XXXXXX 円
- * 被用者保険の被扶養者であった方については、10月から保険料が徴収されますが、施行直前に被用者保険の被扶養者となった方など、特別徴収の対象とされた方には、本通知書が送られ、原則として9月以前に保険料が徴収されることとなります。この場合には、被用者保険の被扶養者であった方と確認次第、徴収した保険料のうち特別措置による平成20年度賦課額を超過した分を還付します。
- * 不服申立て及び取消訴訟
この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、4XXXの後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、4XXX後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、4XXX後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。
- * 問い合わせ先
30XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
〒8XXXXXX
住 所 40XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
電話番号 16XXXXXXXXXXXXX